

契約番号：T06-02-055

企画提案書募集に関する説明書

「日本郵政グループ商標のブランド表現における開発・助言・監修の委託」

契約責任者
日本郵政株式会社
常務執行役 一木 美穂

企画提案募集に関する公告（2024年4月3日付け）に基づく、企画提案書の募集については、仕様書、企画案募集説明会、企画提案書募集要領及び「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下「独禁法」といいます。）等関係法令によるほか、この企画案募集に関する説明書によります。

1 調達内容

- (1) 件名 日本郵政グループ商標のブランド表現における開発・助言・監修の委託
- (2) 契約の概要 日本郵政グループ商標のうち、「〒」マークについて、専門的知見に基づくコンセプト及びデザイン、ルール等の作成を行うとともに、各種アイテムを展開するための適切な開発・助言・監修を委託するもの。

(3) 公募の期間

2024年4月4日（木） から 2024年5月10日（金） まで

(4) 応募の資格

次の事項に該当する者は、企画提案書を提出することはできません。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除きます。

イ 次の各号の一に該当すると認められる者で、当社から取引停止を通知され、その停止期間中の者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

(7) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

(4) 契約相手方として不適切であると認められる者

(5) 不法行為をした者

(8) 不正又は不誠実な行為をした者

ウ 次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後、1年を経過していない者。（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とします。）

(7) 公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者

(4) 公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は民事再生手続の終結の決定を受けた者を除きます。

オ 反社会的勢力と認められる者

なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次の各号に掲げる者（以下これらを総称して「暴力団等」といいます。）をいいます。

(7) 日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

(4) 日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(5) その他社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- カ 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- キ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ク 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、暴力団等を利用して認められる関係を有する者
- ケ 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- コ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- サ 本件入札に参加しようとする者の役員等又は委託先等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当しないことを確約しない者。
 - (7) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ロ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (ハ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (ニ) その他前各号に準ずる行為

3 企画提案書募集に関する説明会

説明会をオンライン形式（Microsoft Teams）で開催しますので、参加を希望される場合は2024年4月18日（木）11時00分までに「説明会参加申込書」を下記(2)提出先のメールアドレスあて送信してください。説明会開催までにアクセスするURL等をお知らせします。

なお、提案書の提出する意思の無い方の説明会へのご参加はお控えください。

(1) 説明会開催日時

2024年4月19日（金）16時00分

(2) 提出先

E-mail : denshi.nyusatsu.ii@jp-holdings.jp

メールの件名：【説明会参加申込書】T06-02-055_JPグループ商標のブランド表現に関する委託

4 提出者に求められる義務等

(1) 提出者に求められる義務

2024年5月10日（金）11時00分までに、次に示す書類を下記(2)に示す場所に提出願います。（期限は厳守願います。郵送の場合は期限までに当社必着とさせていただきます。）

- ・ 企画提案書作成要領に従って作成した提案書 9部
なお、提出した企画提案書等について説明を依頼したときは、ご対応願います。
- ・ 下見積書 1部
下見積書の作成にあたっては、明細（内訳）を記載してください。

(2) 企画提案書の提出先

日本郵政株式会社 総務部調達室 契約担当

東京都千代田区大手町二丁目3番1号

E-mail : denshi.nyusatsu.ii@jp-holdings.jp

電話 : 03-3477-0107 (担当 : 松田)

5 契約相手方の決定

(1) 契約相手方の決定方法

提出された企画提案書の内容について、企画評価基準に基づく評価の結果、最も優れた提案を行った者と契約を締結します。

(2) 契約相手方としての決定の取消し

次の各号の一に該当するときは、契約相手方としての決定を取り消します。ただし、当社が、正当な理由があると認めたときはこの限りではありません。

ア 企画提案内容に虚偽の記載又は報告があったとき

イ 契約相手方とする者が、当社から求めたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき

6 契約書の作成

(1) 契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとします。

(2) 契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の作成

ア 契約書は2通作成し、双方記名捺印の上、各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

7 企画提案書の無効

本公告に示した「企画提案の募集」に参加する必要な資格のない者の企画提案書は、無効とします。

8 その他

(1) 契約保証金

免除

(2) 再委託の制限

本件受託業務を第三者に委託する場合（再委託を行う場合）には、事前に書面を提出し、当方の承諾を得る必要がありますが、再委託は別添「再委託に関する取扱い」によりますのでご注意ください。

(3) 契約代金の支払方法

ア 支払方法及び支払場所

郵便振替による届出郵便振替口座又は銀行振込による届出金融機関口座

イ 支払時期

契約の履行を完了し、検収に合格したときは、支払請求書を受理した日が属する月の翌月末日（ただし、支払期日に当たる日が土曜日、日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに支払います。

なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

(4) 企画提案書提出者は、当社が指定する日時までに、仕様書等の明細について熟知しておいてく

ださい。

(5) 提出者は、企画提案書の提出後においては、この企画提案書募集に関する説明書に掲げた事項、仕様書等関係書類の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができません。

(6) 監督及び検収は契約条項に定めるところにより行います。

(7) 当社は、2008年5月に「国連グローバルコンパクト」に参加しました。

日本郵政グループは、国連グローバルコンパクトに定める4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を支持しています。

お取引先さま（契約の相手方）にも同コンパクトの内容に配慮した活動への取組みをお願いします。

9 照会先

(1) 仕様に関すること

日本郵政株式会社 広報部

担当：高松 電話：03-3477-0198

(2) 契約に関すること

日本郵政株式会社 総務部調達室

担当：松田 電話：03-3477-0107

再委託に関する取扱い

1. 概要

再委託に関する取扱いについては、委託事務の確実な履行確保の観点等から以下のとおりとします。

なお、本件の取扱いは、災害の発生による受託先の対応不能等の特別な事情が考慮される場合には、これによらず行わせることも可能とします。

2. 対象案件

請負及び委託の案件を対象とします。

3. 再委託の制限

(1) 主要業務の再委託の禁止

以下の主要業務については再委託を行ってはけません。

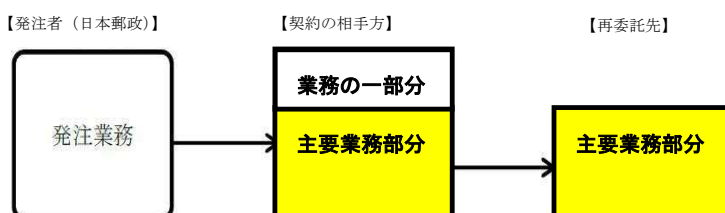
※主要業務とは、

- ・当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務
- ・当該業務における基本的な又は中心的なものに位置付けられる業務

- 一括して全てを第三者へ再委託(いわゆる「丸投げ」)するとき。



- 業務の一部は自ら実施するが、主たる部分を再委託するとき。

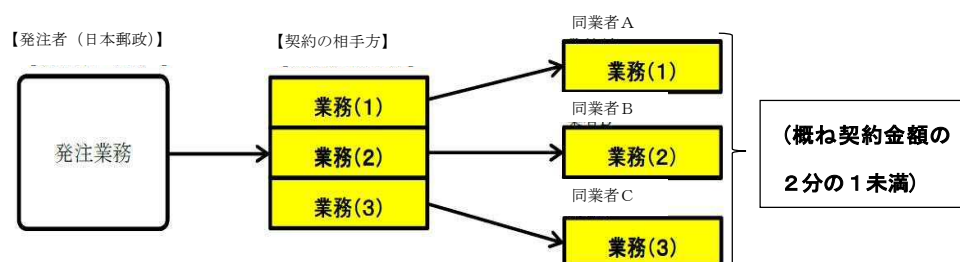


(2) 同業者への再委託の制限 (概ね契約金額の2分の1未満)

以下の例のように、同業者への再委託は概ね契約金額の2分の1未満とします。

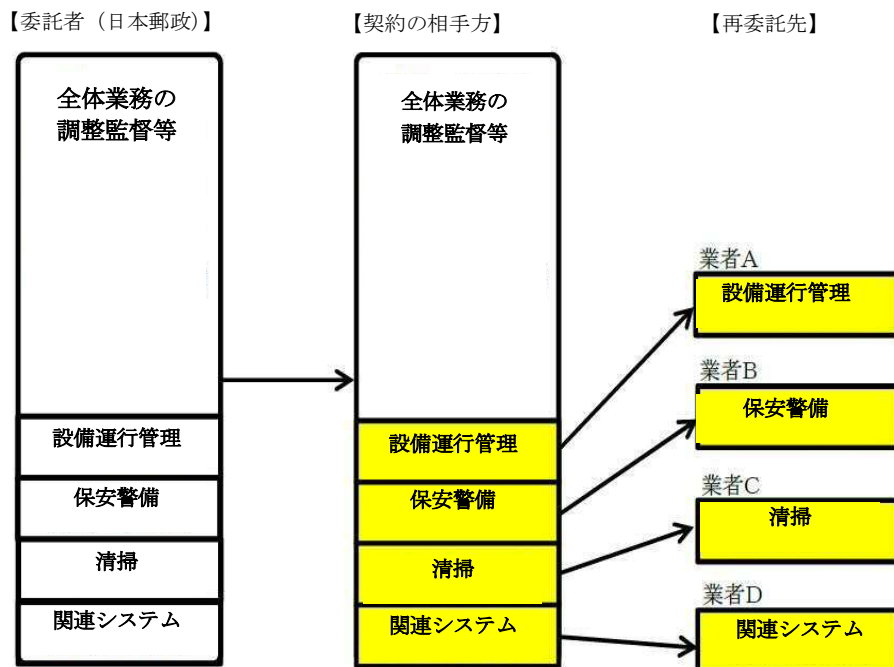
※入札に参加者した者(同業者)への再委託は禁止とします。

例 すべての業務を分割して複数の業者に再委託するとき。

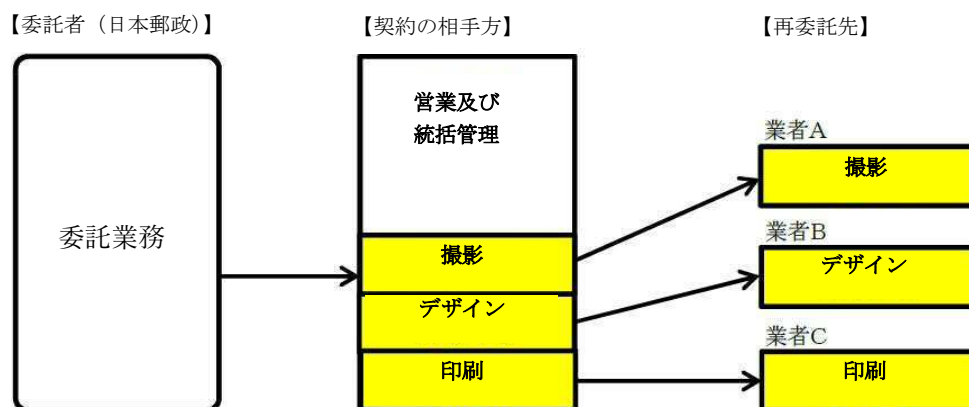


ただし、以下の例のように、技術的又は実務的に専門分野の業務を委託する場合にはこれによらず、再委託を可能とします。

例1 ビル管理・・・設備運行管理、保安警備、清掃、関連システム等を専門会社に再委託する場合。



例2 広告・・・撮影、デザイン、印刷等を各専門分野の子会社等へ再委託する場合。



例3 システム開発・・・大手のシステム会社が、自ら技術的に不足する部分をアプリ、基盤、ネットワークの各専門ベンダーやソフトウェアの各言語の専門会社へ再委託する場合。

(3) 再委託先以降の制限

再委託は原則、2次委託までとします。